鳥取県告示第572号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年9月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年8月12日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日平成20年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ノーム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 吉田 尚代
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 西伯郡南部町鶴田425-13
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、障害がある人に対して、自立及び社会参加の支援に関する事業を行い、ノーマライゼーション 社会の実現と地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。